

京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託

プロポーザル参加募集要項

1 目的

本業務は、京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債還金（利子及び違約金を含む。以下「債還金」という。）の回収について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することにより、債還金の回収を促進することを目的としています。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託

（2）委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ ただし、当該契約翌年度の4月1日時点で次のア、イ及びエ、また、当該契約年度の12月1日時点で次のウに該当せず、本市及び受託者が同意した場合は、3年を限度として1年ごとに更新することがあります。

ア 受託者がプロポーザル募集の参加資格を満たさなくなった場合

イ 仕様書の内容に従っていないと認められる場合

ウ 委託対象債権額に対する回収金額の割合が0.8%に満たない場合

エ 企画提案書類で提案された取組が実施されていないと認められる場合

（3）委託する業務内容

ア 債還金回収業務

（ア）受託通知書の送付

（イ）納付の催告

文書、電話又は訪問等により、定期的（全対象者に対し少なくとも年度内に1回）に債還促進を行う。

（ウ）納付の相談

（エ）納入通知書の発送、手渡し

（オ）現地調査

居住実態・生活状況の確認、居所不明な場合は転居先の確認（住民票、戸籍謄本等の調査を含む。）、資産状況（土地・家屋・自動車等）の確認、滞納者との面談

（カ）法的措置等（支払督促、訴訟対応、強制執行）

イ 債還金回収業務に係る報告業務

（4）委託対象債権

主に本市が債還指導したものの、支払いがされていない債権や、すでに債権回収業務事業者に委託している滞納債権を対象とします。

(参考：令和7年度当初時点委託債権)

件数	借主人数	債権額
776件	444人	403,776千円

※今後の収納状況等により件数や金額は年度途中でも変動する可能性があります。

(5) 対象者

借主、連帯借主、連帯保証人

(6) 提供する情報

前記(4)の対象債権ごとに、(5)の対象者の氏名、住所、償還状況等を提供します。

3 業務委託料

次のア～クの合計額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、その額が7,000千円を超える場合は、7,000千円とします。

- ア 回収実績金額の上限23%に相当する金額（1円未満の端数切捨て）。
 - イ 支払督促の申立てを行った案件1件につき金30千円。
 - ウ 訴訟（和解含む）1件につき、着手金100千円及び報酬金200千円
 - エ 強制執行の申立て案件1件につき金30千円。
 - オ 民事執行法第207条等に基づく情報提供の申立てを行った案件1件につき金13千円。ただし、同一債務者につき2以上の第三債務者に係る申立てを行った場合は、第三債務者の数が1増えるごとに金7千円。
 - カ イ、ウ及びエ並びにオについては郵送料、収入印紙、交通費等実費相当分を含むが、予納金相当額、遠隔地への交通費相当額については、本市及び受託者の間で別途協議の上決定する額。
 - キ 公正証書の作成1件につき金80千円。
 - ク キについて、公正証書作成費用、交通費、郵便通信費その他事務費は本市が負担する。
- ※ 本事業に係る予算不成立等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合があります。

4 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 企画書提出の期限から選定結果通知の日までの期間に、第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

- (3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士若しくは同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
なお、コンソーシアムによる参加も認めることとする。
- (4) 近畿地区（奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）に本店又は支店、営業所等の事業活動拠点を有する者であること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) コンソーシアムにより参加する場合は、コンソーシアムの構成員がこのプロポーザルに重複して参加する者ではないこと。
- (7) 国及び地方税に滞納がないこと。

5 参加申請について

プロポーザルの参加を希望する場合は、次の書類を添えて、提出期限までに提出先に提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託プロポーザル参加申請書（様式1）
 - イ それぞれ次に該当する書類（コンソーシアムにより参加する場合は、構成員全員分を提出すること。）
 - (ア) 弁護士の場合は、弁護士であることが確認できる書類
 - (イ) 弁護士法人の場合は、弁護士法人であることが確認できる書類

(2) 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時必着

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

後記「16 本業務委託に係る連絡先」に持参又は郵送にて提出してください。

6 本委託業務及び企画提案に関する質問について

参加申請書を提出した者のうち、本委託業務について質問がある場合は、質問票（様式2）に質問内容を記載のうえ、電子メールにて提出してください。

なお、電話や来訪による質問は受け付けません。

(1) 受付先

後記「16 本業務委託に係る連絡先」

(2) 質問受付期限

令和8年2月17日（火）午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

令和8年2月20日（金）までに電子メールにより回答します。

7 企画提案書類の提出について

(1) 提出書類

次の書類を6部（原本1部、副本5部）提出してください。

なお、以下留意事項等に即していれば、任意の様式で作成しても構いません。

また、作成に当たっては、本要項、仕様書及び評価基準を踏まえつつ、具体的に記入してください。

提出書類	留意事項等
企画提案書（様式3）	記名もれのないようにしてください。
業務実施方針 (様式4)	母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する現状と課題、委託業務を受託した場合に、どのような体制、姿勢で取り組んでいくのかを記入してください。
業務実施方法 (様式5)	委託業務を受託した場合に、どのような手法、方法で適正かつ効果的な回収に取り組んでいくのかを募集要項、仕様書及び評価基準を踏まえつつ、具体的に記入してください。 ア 効果的な回収を図るためのノウハウの活用あるいは工夫する点（具体的に） イ 報告の時期、方法及び内容 ウ 苦情等のトラブルの防止策及び発生後の対応策 エ 債務者への配慮 オ 業務実施方法の内容が、本プロポーザルの内容に則していること
業務実施体制 (様式6)	委託業務を受託した場合における、業務遂行体制、委託業務に従事する人員の人数、能力（経験）、配置場所、それぞれ分担する業務内容等を記入してください。 また、業務に従事する者に対する指導や研修計画及び実施状況等についても記入してください。
個人情報保護の考え方及び体制（様式7）	次の点について記入してください。 ア 個人情報保護のための体制及び取組（規程等を設けている場合は、それを併せて提出してください。） イ 個人情報の紛失等事故があった場合の対応 ウ プライバシーマークの取得の有無と取得した場合はその時期
取引の状況（様式8）	国、自治体又は民間企業で類似の業務の受託の有無、受託したことがある場合は、その相手先や業務内容、件数等を可能な範囲で記入してください。
法人等概要	法人等の概要がわかるものを提出してください。
見積書	京都市長あてで作成してください。
その他	それぞれ次の書類を提出すること（コンソーシアムによ

	<p>る参加の場合は、全ての構成員について提出すること。)</p> <p>1 法人</p> <p>ア 法人の登記事項証明書（写し）</p> <p>イ 過去2箇年の納税証明書</p> <p style="text-align: center;">〔 国 …法人税、消費税 地方税…市町村民税、固定資産税 〕</p> <p>ウ プライバシーマーク等の認証取得が証明又は確認できる書類</p> <p>2 個人</p> <p>過去2箇年の納税証明書</p> <p style="text-align: center;">〔 国 …所得税、消費税 地方税…市町村民税、固定資産税 〕</p> <p>3 コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアムに係る協定書を併せて提出すること</p>
--	--

（2）企画提案書類の提出期限

令和8年2月25日（水）午後5時必着

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

（3）提出先及び提出方法

後記の「16 本業務委託に係る連絡先」に持参又は郵送により提出してください。

8 プレゼンテーション等の実施について

企画提案書類提出後、必要に応じて、プレゼンテーション等を実施します。

実施する場合、日程・方法等については、電子メール等で連絡します。

9 受託候補者の選定

企画提案書類等の提出された書類等を審査し、委託業務に最も適していると認められる者を選定します。

10 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

11 選定結果の通知について

電子メール及び書面により選定結果を通知します。

12 委託契約

選定した受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなつた場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

13 参加者の失格について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- エ 企画提案書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 前各号に定めるもののほか、提案に著しく信義に反する行為があった場合

14 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書類等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書類等については返却しません。
- (5) 企画提案書類提出後、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。
- (6) 提出された書類は、委託業務の受託候補者の選定の用途以外には利用しません。
- (7) 提出された書類については公文書公開申請があった場合、公開することができますので、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当する場合はその旨明記してください。
- (8) 本業務委託の契約時に、京都市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）第7条に基づき、誓約書（規則第1号様式）を提出していただきます（本市の一般競争入札参加資格者及び指名競争入札参加資格者は除きます。）。

15 スケジュール

日時	内容
令和8年 2月10日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和8年 2月17日（午後5時まで）	質問受付締切（2月20日までに回答）
令和8年 2月25日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和8年3月上旬	受託候補者決定
令和8年4月1日	業務委託開始

16 本業務委託に係る連絡先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
ひとり親家庭支援担当（鈴木・石井）

TEL：075-222-3939

FAX：075-251-1133

メールアドレス：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

(様式1)

京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託プロポーザル参加
申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

私は、京都市が令和8年1月28日に公募した京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務に係るプロポーザル方式による受託候補者選定手続に参加しますので、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

住所（所在地）

申請者（名称）

代表者職氏名

記

1 誓約事項

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士若しくは同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (4) 近畿地区（奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県）の本店又は支店、営業所等の事業活動拠点を有する者であること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規

定する暴力団密接関係者ではないこと。

- (6) 申請書及び添付書類について、個人情報、法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する場合を除き情報公開の対象となることを承諾すること。
- (7) コンソーシアムにより参加する場合は、コンソーシアムの構成員がこのプロポーザルに重複して参加する者ではないこと。
- (8) 国及び地方税に滞納がないこと。

2 連絡先

所属の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(様式2)

京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託プロポーザルに係る質問票

【質問】

【連絡先】

所属の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(様式3)

企画提案書

年 月 日

(宛先) 京都市長

京都市が令和8年1月28日に公募した京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託について、企画提案書に必要書類を添えて提出します。

なお、受託候補者に選定された場合は、京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理回収等業務に係る契約の締結に向けて、信義にしたがって誠実に事業内容について詳細に協議を行うことを誓約します。

住所（所在地）

申請者（名称）

代表者職氏名

本件業務の連絡先

所属の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(様式4)

業務実施方針

申請者（ ）

母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する現状と課題	
委託業務を受託した場合の体制及び取組姿勢	

(様式5)

業務実施方法

申請者()

効果的な回収を図るためのノウハウの活用あるいは工夫する点	
報告の時期、方法及び内容	
苦情等のトラブルの防止策及び発生後の対応策	
債務者への配慮	

(様式6)

業務実施体制

申請者（ ）

業務遂行体制	
全国に訪問可能な体制	
委託業務に従事する人員の人数、能力(経験)、配置場所、それぞれ分担する業務内容等	
業務に従事する者に対する指導や研修計画及び実施状況等	

(様式7)

個人情報保護の考え方及び体制

申請者()

個人情報保護のための体制及び取組(※)	
個人情報の紛失等事故があった場合の対応	
プライバシーマークの取得の有無及び取得時期	有・無 取得している場合は取得時期(年月)

※ 規程等がある場合は添付してください。

(様式8)

取引の状況

申請者 ()

1 国、自治体又は民間企業で類似の業務を受託したことがありますか。

有 · 無

2 上記1で受託したことがある場合は、その相手先、受託債権、受託期間、業務内容、件数等を可能な範囲で記入してください。

相手先	
受託債権	
受託期間	
業務内容	
件 数	

相手先	
受託債権	
受託期間	
業務内容	
件 数	

相手先	
受託債権	
受託期間	
業務内容	
件 数	

※ 本様式で全て記入できない場合は、別紙に記入してください。